

堺市公報 第185号	令和3年9月10日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止

について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の所在地の変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【ICTイノベーション推進室】	9
○堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について	
【環境局環境保全部環境共生課】	10
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【環境局環境事業部クリーンセンター東工場】	11
○建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第2項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	12
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14

<監査委員公表>

○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	15
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	18
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	27
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	31
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	34
○監査結果に基づく措置通知書の公表	

告 示

堺市告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	指定年月日
おひさま歯科新金岡クリニック	堺市北区新金岡町4-1-11 2階	令和3年8月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
しずく堂薬局堺東店	堺市堺区大町東4-1-30 エイジングコート堺東1F	令和3年8月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションしんかい	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵202号	令和3年8月1日

堺市告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
脇医院	堺市堺区車之町東2-1-3	令和3年6月26日
ベルファミリア診療所	堺市中区東山841-1	令和3年8月31日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
幸生堂薬局	堺市北区金岡町3025-10	令和3年7月1日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション ふたば	堺市中区東八田24-5	平成30年7月31日

堺市告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 ベルアモール	堺市中区深井畑山町211	令和3年8月1日
訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 ベルアモール	堺市中区深井畑山町211	令和3年8月1日

堺市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援	医療法人慈友会 堺山口病院	堺市堺区東湊町6-383	令和3年7月1日
介護予防居宅療養 管理指導	幸生堂薬局	堺市北区金岡町3025-10	令和3年7月1日
居宅療養管理指導	幸生堂薬局	堺市北区金岡町3025-10	令和3年7月1日
訪問介護	大空ヘルパーステ ーション	堺市東区西野192-7	令和3年3月31日
居宅介護支援	大空ケアプランセ ンター	堺市東区西野192-7	令和3年4月30日
訪問介護	介護支援センター いっしん	堺市南区大森255	令和3年3月31日
訪問介護	特定非営利活動法 人 せかんど三国 ヶ丘	堺市北区百舌鳥赤畑町2-47 DWELL三国101	令和3年5月31日
特定介護予防福祉 用具販売	キコーメディカル 株式会社	堺市北区金岡町1988 寿マン ションII号館101号	令和3年6月30日
特定福祉用具販売	キコーメディカル 株式会社	堺市北区金岡町1988 寿マン ションII号館101号	令和3年6月30日
介護予防福祉用具 貸与	キコーメディカル 株式会社	堺市北区金岡町1988 寿マン ションII号館101号	令和3年6月30日
福祉用具貸与	キコーメディカル 株式会社	堺市北区金岡町1988 寿マン ションII号館101号	令和3年6月30日

堺市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の

規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防通所サービス	リハビリデイサービススクローバーもず店	百舌鳥サンキューリハビリデイサービス	堺市北区百舌鳥西之町2-228-5	令和3年5月1日
地域密着型通所介護	リハビリデイサービススクローバーもず店	百舌鳥サンキューリハビリデイサービス	堺市北区百舌鳥西之町2-228-5	令和3年5月1日

堺市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
山中 月子	みき訪問マッサージ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	令和3年8月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
山中 月子	みき訪問マッサー ジ鍼灸院	堺市北区百舌鳥梅町3-33-4 コークイーストハイツ302	令和3年8月1日

堺市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永藤英機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
東尾 公弘	東尾整骨院	堺市中区宮園町2317-11	令和3年7月31日
小川 智弘	ひかり整骨院	堺市北区百舌鳥梅北町5-449 -1 サーマル102号	平成30年6月30日

堺市告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のと

おり指定施術機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
大原 健正	大原 健正（出張専門）	堺市北区新金岡町 5-7-130 メ ープルコートⅡ10 6号	堺市北区新金岡町 4-2 12-708 号	令和3年8月 10日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
大原 健正	大原 健正（出張専門）	堺市北区新金岡町 5-7-130 メ ープルコートⅡ10 6号	堺市北区新金岡町 4-2 12-708 号	令和3年8月 10日

公 告

堺市公告第489号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
第2期インターネット用デスクトップ仮想化基盤機器等賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
ICTイノベーション推進室
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTTビジネスソリューションズ株式会社
代表取締役社長 上原 一郎
大阪市北区大深町3番1号
- 5 落札金額
¥12,496,000－（1月当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年5月21日

~~~~~  
堺市公告第490号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第41条第3項の規定に基づき、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
三井不動産株式会社  
代表取締役社長 菰田 正信  
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域
  - (1) 名称  
(仮称) 堺市美原区黒山東計画
  - (2) 種類及び規模
    - ア 種類  
堺市環境影響評価条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設の事業
    - イ 規模  
駐車台数 約3,200台
  - (3) 対象事業実施区域  
堺市美原区黒山地内
- 3 関係地域  
堺市美原区
- 4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市環境局環境保全部環境共生課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
  - (2) 期間  
令和3年9月10日(金)から令和4年3月10日(木)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - (3) 時間  
午前9時から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第491号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとお

り公告する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
クリーンセンター東工場ほか1施設で使用する電力
予定使用電力量 787,400kwh (堺市クリーンセンター東工場)
135,000kwh (堺市立のびやか健康館)
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市東区石原町1丁102番地
環境局環境事業部クリーンセンター東工場
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
代表執行役 森本 孝
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額
¥43,319,226- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年6月25日

~~~~~  
堺市公告第492号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき建築協定加入書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 建築協定の名称 堺市南区新檜尾台1丁全区建築協定
- 2 加入地番 堺市南区新檜尾台1丁16番12
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区陶器北1850番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市中区深井中町3211番地
泉北ホーム株式会社
代表取締役 山本 隆

~~~~~

堺市公告第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区金岡町2846番1、2846番5から2846番7まで、2847番3及び2847番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区中百舌鳥町四丁613番地

大和ハウス工業株式会社

支配人 齋藤 英樹

~~~~~

堺市公告第495号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区山田一丁1092番1から1092番5まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区東湊町五丁285番地2

大拓木材株式会社

代表取締役 裏部 光一

監査委員公表

堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

堺市監査委員	三宅達也
同	田渕和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

下建第1019号

令和3年8月26日

堺市監査委員様

堺市上下水道事業管理者

出耒 明彦

監査結果に基づく措置について(通知)

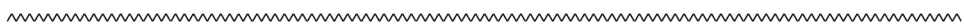
このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年6月29日付け監査委員報告第4号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査（工事監査）	
監査実施期間	令和3年4月1日～令和3年6月29日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>5 菅池幹線下水管布設工事（29-1）</p> <p>本工事の下水管布設時に必要な目地コーキング、防水シール及びボルトボックスのモルタル充填の設計数量が過少計上であったために、合計約4,800万円の増額変更を行っていた。</p> <p>工事発注前に、設計の検収を十分に行い、適正な積算を行う必要があった。</p>	<p>平成29年度末に発注した本工事は、大規模かつ難易度の高い工事であったにもかかわらず、国費執行上の発注期限及び大規模開発事業者との工事調整で早期着手が迫っていたことや、設計担当者が引き続き現場担当者を兼任する体制において、本工事の設計委託業務及び他工事の完成時期が重なる繁忙期であったため、設計及び積算の検収に十分なチェックがなされていませんでした。</p> <p>このことを受け、令和元年度から設計及び現場担当者を各々専任することで設計委託業務の検収及び工事発注前の積算を複数人の設計担当者が専念してチェックする体制に見直すとともに、下水道建設課と設計審査担当課により工事発注前の積算をダブルチェックする体制に見直しています。</p>	<p>下水道管路部 下水道建設課</p>



堺市監査委員公表第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

堺市監査委員 三宅達也
同 田渕和夫
同 藤坂正則
同 播磨政明

行 管 第 6 7 3 号
令 和 3 年 8 月 1 9 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年3月29日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和3年3月29日付け監査委員報告第29号	社会福祉法人堺市社会福祉協議会
令和3年3月29日付け監査委員報告第30号	公益社団法人堺市シルバー人材センター
令和3年3月29日付け監査委員報告第32号	堺市立健康福祉プラザ
令和3年3月29日付け監査委員報告第33号	堺市立重症心身障害者(児)支援センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和2年11月2日 ～ 令和3年3月29日	
措置を講じた部局等	西区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>7 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産の貸付事務</p> <p>堺市財産規則では、公有財産を貸し付ける場合、財政局に合議し、手続を完了したときは、遅滞なくその旨を財政局に報告しなければならないとされている。</p> <p>しかし、西区役所第2市民駐車場の運営を目的として、令和2年6月17日から西区役所の敷地の一部を事業者に貸し付けているにもかかわらず、財政局への合議も報告も行っていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、財政局財産活用課への合議を行い、令和3年1月5日付けで財政局に報告書を提出しました。</p> <p>今後は、関係例規等の確認を徹底し、再発防止を行ってまいります。</p>	企画総務課
<p>7 (2)</p> <p>物品購入について</p> <p>物品購入に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公文書の管理</p>		

<p>堺市文書規程では、公文書について、文書分類表により定めた保存期間中、保存しなければならぬとされており、物品購入に係る文書の保存期間は3年と定められている。</p> <p>しかし、会計室で支出の審査を受けた後の支出負担行為伺書一式について、所在不明となっているものがあつた。</p>	<p>御指摘後、課内の他の簿冊の確認や各保健センターへの照会を行いました。当該文書は見つかりませんでした。</p> <p>令和3年1月19日に法制文書課へ公文書紛失届書を提出し、所属長から所属職員全員に対し、会計室から文書が返却された際には、速やかに簿冊に綴じるよう指導を行いました。</p> <p>今後は、公文書の保存場所を特定し、公文書の適正な取扱い及び管理を徹底してまいります。</p>	<p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p>
<p>7(3) 委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があつたので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 委託業務における提出書類</p> <p>西区役所設備運転監視業務において、業務報告書には、仕様書に記載されている機器名、点検項目、及び運転・監視・点検等の周期と対比し、仕様書に沿った項目を必ず設け、記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、機器名や点検項目が記載されていない業務報告書を受け取っていた。</p>	<p>業務報告書は、受注者が仕様書の内容に沿った点検表を基に作成し、不具合のあつた項目を重点的に報告する様式としておりました。</p> <p>御指摘を受け、令和3年4月1日から仕様書に沿うよう様式変更を行いました。</p> <p>今後は、仕様書に沿った業務報告となっているかの確認を確実に行ってまいります。</p>	<p>企画総務課</p>
<p>イ 委託業務の変更契約 西区役所清掃等業務の仕様書</p>	<p>新型コロナウイルス感染症</p>	<p>企画総務課</p>

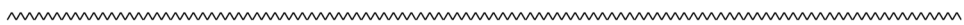
<p>では、西区役所の日常清掃は週5日、西老人福祉センター及び西文化会館の日常清掃は週6日行うこととされている。</p> <p>しかし、令和2年4月及び5月の日常清掃実施報告書では、西老人福祉センター及び西文化会館の清掃を週6日行うべきところ週1日の実施となっていた。また、新型コロナウイルス感染防止のため、西区役所を含む施設全体の共用部分の手が触れる箇所のアルコール消毒を毎日3～4回行ったとされていた。</p> <p>このように、清掃の実施回数を減らし、仕様書に定めのないアルコール消毒作業を追加しているにもかかわらず、変更契約を行っていなかった。</p> <p>ウ 委託契約における業務の実施状況</p> <p>鳳保健文化センター清掃業務について、以下のものがあつた。</p> <p>(7) 仕様書で1日2回清掃を行うこととされている、4階の図書室、お話室及びじゅうたんコーナーについて、清掃作業月報では、令和2年4月から12月までの全日において、1日1回しか清掃を行っていない旨の報告を受けていた。</p> <p>また、同様に1日2回清掃を行うこととされている、その他の清掃場所においても、1日1回しか清掃を行っていない旨の報告が散見された。</p>	<p>がまん延し、収束の目途が立たない状況の中、緊急一時的なものとして、契約書に記載のある臨機の措置とし、受注者側と仕様書に定めのない項目について口頭で協議した上で、業務を行ってまいりました。</p> <p>御指摘を受け、令和3年3月1日に書面にて業務内容変更指示書を取り交わしました。</p> <p>今後、業務内容を変更する必要が生じた際には、文書での意思決定を行い、変更契約を行ってまいります。</p> <p>担当職員が清掃回数の履行確認を現地で行ってりましたが、作業月報では、一部履行確認ができない記載となっております。令和2年12月25日、所属長から受注者に対し、作業月報の記載内容について指導を行いました。あわせて、令和3年1月4日、清掃回数が仕様書通りに行われていることを明確にするため、作業月報の様式を改めました。</p> <p>今後は、作業月報の内容確</p>	<p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p>
---	--	--------------------------------

<p>(イ) 令和2年8月後半以降の清掃作業月報を確認したところ、1階及び2階において清掃場所の大部分が清掃を行っていない記録となっていた。</p> <p>西保健センターによると、同時期より西保健センターの移転に伴う改修工事のために清掃が行われていない箇所があるとのことであるが、これによって、清掃業務を行う対象の面積が大幅に減少しているにもかかわらず、変更契約を行っていなかった。</p> <p>[市民課窓口業務等委託について(意見)]</p> <p>西区役所では、市民サービスの向上と効率的な事務運用を目的として、平成27年2月から市民課窓口業務を外部事業者へ委託している。当該委託は、西区役所で実験的に開始され、現在契約期間が3期目になっているが、契約更新の度に契約額が下記のとおり上昇しており、委託の経済性の悪化が進行している。</p> <table border="1" data-bbox="252 1491 713 1655"> <thead> <tr> <th></th> <th>期 間</th> <th>年間平均契約額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1期</td> <td>平成27年2月～平成30年1月</td> <td>61,032千円</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>平成30年2月～令和3年1月</td> <td>71,200千円</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>令和3年2月～令和6年1月</td> <td>92,625千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、委託の導入によって、正規・非正規を合わせ最大11人の職員に相当する人件費を減らし</p>		期 間	年間平均契約額	1期	平成27年2月～平成30年1月	61,032千円	2期	平成30年2月～令和3年1月	71,200千円	3期	令和3年2月～令和6年1月	92,625千円	<p>認を徹底し、履行確認を適切に行ってまいります。</p> <p>西保健センターの移転に伴う改修工事の進捗により、清掃範囲の確定が困難であったため、変更契約に至っておりませんでした。</p> <p>御指摘を受け、受注者と協議し、令和3年3月25日付で変更契約を締結しました。</p> <p>今後、業務内容を変更する必要が生じた際には、変更契約を締結するなど、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>委託の目的の一つである市民サービスの向上の面においては、繁忙に応じた柔軟な人員配置や待ち時間の短縮などの効果があり、一定の評価をしております。一方、ご意見のとおり、業務の追加を行ったことなどにより、委託の経済性の悪化が進行しています。</p> <p>このことから、モデル区としての委託業務の内容や経費を検証するとともに、制度所管部局では第3期委託期間内において、今後の委託継続の是非を含めて、区役所市民課窓口の業務運営の方向性を検討します。</p>	<p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p> <p>市民課</p>
	期 間	年間平均契約額												
1期	平成27年2月～平成30年1月	61,032千円												
2期	平成30年2月～令和3年1月	71,200千円												
3期	令和3年2月～令和6年1月	92,625千円												

<p>たが、それを上回る委託料になっており、増額について、所管課から示された積算根拠は明確なものではなかった。</p> <p>このように、当該委託の目的の1つである効率的な事務運用を達成しているとは言い難く、委託継続の是非も含めた業務の見直しを検討されたい。</p> <p>7 (5)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 歳入歳出外現金の受入事務</p> <p>電子証明書発行手数料に係る歳入歳出外現金受入伺書において、課長が決裁を行うべきところ、決裁を行っていないものがあった。</p> <p>イ 現金出納事務</p> <p>現金出納事務の手引きでは、收受した現金は即日又は翌日に指定金融機関等に払い込むこととされている。</p> <p>しかし、令和2年10月23日に收受した助産施設入所者負担金8万3,000円について、翌々開庁日である同月27日に金融機関に払い込んでいた。</p>	<p>また委託の継続を行う場合においても、マイナンバーカード利用等による業務量の削減や繁忙に応じた更なる人員配置の適正化など業務の見直しを検討し、より一層効率的な事務運用に努めます。</p> <p>歳入歳出外現金受入伺書の内容を確認した際に、決裁印の押印を失念しておりました。</p> <p>御指摘を受け、決裁印の押印を行いました。</p> <p>今後は押印漏れがないよう徹底してまいります。</p> <p>御指摘を受け、現金出納員が日々、現金出納簿を確認し、入金漏れがないよう徹底してまいります。</p>	<p>市民課</p> <p>西保健福祉総合センター 子育て支援課</p>
--	---	--

<p>ウ 切手等受払簿の整理</p> <p>切手等受払簿において、月計欄及び累計欄等に記載漏れや記載誤りがあった。また、物品取扱員や決裁者は、これらがあるにもかかわらず確認印を押印していた。</p>	<p>御指摘を受け、記載漏れや記載誤りがあった箇所については、内容を確認のうえ、修正しました。</p> <p>今後は、物品取扱者及び決裁者による切手等受払簿の記載内容の確認を徹底いたします。</p>	<p>西保健福祉総合センター 子育て支援課</p>
<p>エ 現金出納簿の整理</p> <p>(ア) 現金出納事務の手引きによると、現金出納簿における金額の訂正は現金出納員が行うとされているが、環境衛生手数料の現金出納簿において、令和2年10月9日の収入金額の訂正を現金取扱員が行っていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和2年11月26日に、現金出納員が訂正内容を確認し、訂正印を押印しました。</p> <p>今後は、現金出納員及び現金取扱員が現金出納簿に関する事務処理について再確認を行い、誤りがないよう徹底してまいります。</p>	<p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p>
<p>(イ) 駐車料金準備金の現金出納簿において、令和2年7月の3件の払出し後の残額欄を記載していなかった。また、記載がないにもかかわらず、前渡資金受領者及び取扱者が確認印を押印していた。</p>	<p>御指摘を受け、令和2年11月26日に、現金出納簿の残額欄の記載漏れ部分について修正しました。</p> <p>今後は、前渡資金受領者及び取扱者が現金出納簿に関する事務処理について再確認を行い、誤りがないよう徹底してまいります。</p>	<p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p>
<p>オ 預金口座の管理</p> <p>前渡資金及び公金外現金で使用する3つの預金口座について、暗証番号を記載した付箋をキャッシュカードと同じ場所で保管していた。</p>	<p>御指摘を受け、令和2年12月17日に、暗証番号を記載した付箋を破棄し、庁内LANのサーバーにパスワード付文書として保管しました。</p> <p>また、人事異動の際には、</p>	<p>西保健福祉総合センター 西保健センター</p>

	新たなパスワードを設定することとし、預金口座の管理を適切に行います。	
--	------------------------------------	--



堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

堺市監査委員	三	宅	達	也	
	同	田	渕	和	夫
	同	藤	坂	正	則
	同	播	磨	政	明

行 管 第 6 7 3 号
令 和 3 年 8 月 1 9 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年3月29日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和3年3月29日付け監査委員報告第29号	社会福祉法人堺市社会福祉協議会
令和3年3月29日付け監査委員報告第30号	公益社団法人堺市シルバー人材センター
令和3年3月29日付け監査委員報告第32号	堺市立健康福祉プラザ
令和3年3月29日付け監査委員報告第33号	堺市立重症心身障害者(児)支援センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	財政援助団体監査 (社会福祉法人堺市社会福祉協議会)	
監査実施期間	令和2年11月2日 ～ 令和3年3月29日	
措置を講じた部局等	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 市民人権局 市民生活部 市民協働課 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 交付手続について</p> <p>(1) 堺市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金について</p> <p>同補助金交付要綱において、補助事業者は、堺市補助金実績報告書を補助金交付申請の翌年度4月30日までに市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>協議会は、令和元年度において、事業開始から新規貸付終了までの貸付金額及び貸付事務費の支出に対する補助(補助率9/10)及び当該年度の貸付金額及び貸付事務費の支出に対する補助(補助率1/10)のそれぞれについて、補助金の交付申請を行っている。</p> <p>しかし、協議会は、前者の補助について、実績報告書を市に提出していなかった。</p>	<p>今回の御指摘を受け、令和2年12月4日付で当該実績報告書を補助金の所管課である子ども家庭課に提出しました。</p> <p>今後の再発防止に向け、補助金関係事務について、申請、交付請求、実績報告等の一連の進捗状況を把握するための一覧表を作成し、提出漏れないよう、令和2年度の補助金実績報告より事務の進捗管理を行っています。</p> <p>令和2年12月4日に実績報告書の提出を受けました。</p> <p>令和3年4月中に補助金交付に関するスケジュールや必要な手続を課内で改めて共有しました。今後は書類の提出漏れ等のないよう確認します。</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉協議会</p> <p>子ども家庭課</p>

<p>(2) 堺市社会福祉協議会補助金、堺市総合福祉会館管理運営補助金、堺市日常生活自立支援事業補助金について</p> <p>協議会は、各補助金の交付要綱に基づき、実績報告書の添付資料として、事業実施報告書を市に提出しているが、事業の実施状況を示す表の数値等に記載誤りが散見された。</p>	<p>今回の御指摘を受け、令和3年1月29日付で、当該3事業補助金の所管課である堺市長寿支援課に対し、訂正後の実績報告書を提出しました。</p> <p>今後の再発防止に向け、事業実施報告書作成の際に合計欄の計算誤りや基礎データからの転記ミスが起こらないよう複数の職員で確認し、正確な実績報告書の作成を行います。</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉協議会</p>
<p>3 経理について</p> <p>(1) 堺市社会福祉協議会補助金、堺市地域のつながりハート事業補助金、堺市総合福祉会館管理運営事業補助金、堺市ボランティアネットワーク推進事業補助金、堺市日常生活自立支援事業補助金、堺市掲示板設置補助金について</p> <p>協議会では、事業ごとに切手受払簿を作成しているが、使用者や承認者の記載欄があるにもかかわらず記載していないものや、使用者や承認者の記載欄自体がないものがあり、切手受払いの管理が不十分であった。</p>	<p>今回の御指摘を受け、使用者・使用確認者・月締確認者の項目を明確にした切手受払簿の指定様式を定めました。</p> <p>また、令和3年3月11日及び令和3年4月14日の管理職会議において、上記様式への記載漏れがないよう指示のうえ、令和3年度より運用しています。</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉協議会</p>



堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

堺市監査委員	三宅達也
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 管 第 6 7 3 号
令 和 3 年 8 月 1 9 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

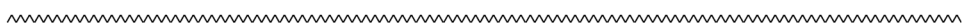
このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年3月29日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和3年3月29日付け監査委員報告第29号	社会福祉法人堺市社会福祉協議会
令和3年3月29日付け監査委員報告第30号	公益社団法人堺市シルバー人材センター
令和3年3月29日付け監査委員報告第32号	堺市立健康福祉プラザ
令和3年3月29日付け監査委員報告第33号	堺市立重症心身障害者(児)支援センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	財政援助団体監査 (公益社団法人堺市シルバー人材センター)	
監査実施期間	令和2年11月2日 ～ 令和3年3月29日	
措置を講じた部局等	公益社団法人堺市シルバー人材センター 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 経理について</p> <p>(1) 再雇用職員給与規程では、再雇用職員の職務の等級及び職務の等級が4級である者の給料額については、理事長が決定することとされている。</p> <p>しかし、令和元年度以降、元市職員である再雇用職員の事務局長の職務の等級及び給料額について、理事長の決裁を受けていなかった。</p> <p>また、同年度以降の雇用条件通知書を事務局長に交付すべきところ、交付していなかった。</p>	<p>今回の御指摘を受け、令和元年度・2年度における事務局長の給料と職務の等級について、令和3年1月25日に追認の決裁を受け、事務局長に雇用条件通知書を交付しました。</p> <p>令和3年度についても、令和3年3月26日付けで理事長決裁を受け、4月1日に事務局長に交付しました。</p>	<p>公益社団法人堺市シルバー人材センター</p>



堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

堺市監査委員 三宅達也
同 田淵和夫
同 藤坂正則
同 播磨政明

行 管 第 6 7 3 号
令 和 3 年 8 月 1 9 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年3月29日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和3年3月29日付け監査委員報告第29号	社会福祉法人堺市社会福祉協議会
令和3年3月29日付け監査委員報告第30号	公益社団法人堺市シルバー人材センター
令和3年3月29日付け監査委員報告第32号	堺市立健康福祉プラザ
令和3年3月29日付け監査委員報告第33号	堺市立重症心身障害者(児)支援センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立健康福祉プラザ)	
監査実施期間	令和2年11月2日 ~ 令和3年3月29日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 指定管理者：堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合 会・フィットネス 21 事業団共同事業体	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に管理業務の実施状況を委託状況も含め、記載することとされている。</p> <p>しかし、フロン排出抑制法に基づく定期点検業務について、第三者に業務委託を行っているにもかかわらず、これに係る実施状況を事業報告書に記載していなかった。</p>	<p>令和元年度の事業報告書については、当該業務報告を含めたものを令和2年12月1日付けで再提出をしました。</p> <p>今後は、事業計画書との突合を確実にを行い、報告書の記載漏れが無いよう確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、令和元年度事業報告書については令和2年12月に当該点検業務を記載した上で再提出を受けました。</p> <p>また、再発防止に向け、事業報告の提出があった際、事業計画と比較した確認をより一層行い、計画・実施された事業の報告漏れがないように確認していきます。</p>	<p>指定管理者</p> <p>障害施策推進課</p>
<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、定期報告書に利用料金の収入状況として、利用者数、利用区分、減免等の状況を含め、記載することとされている。</p> <p>しかし、定期報告書に、利用者数及び利用区分は記載しているも</p>	<p>全体利用者数、障害者利用者数、一般利用者数に加え、減免前の利用料金を含めた減免状況については、令和2年度12月期定期報告書から報告をしています。</p> <p>今後は、基本協定書に基づ</p>	<p>指定管理者</p>

<p>の、減免等の状況（件数・金額）を記載していなかった。</p>	<p>く報告には、漏れがないよう確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に協定書に基づいた報告様式を作成するよう指導しました。なお、令和2年12月利用分から定期報告書において、減免の件数及び金額の報告を受けています。</p>	<p>障害施策推進課</p>
-----------------------------------	--	----------------



堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

堺市監査委員	三	宅	達	也	
	同	田	渕	和	夫
	同	藤	坂	正	則
	同	播	磨	政	明

行 管 第 6 7 3 号
令 和 3 年 8 月 1 9 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年3月29日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和3年3月29日付け監査委員報告第29号	社会福祉法人堺市社会福祉協議会
令和3年3月29日付け監査委員報告第30号	公益社団法人堺市シルバー人材センター
令和3年3月29日付け監査委員報告第32号	堺市立健康福祉プラザ
令和3年3月29日付け監査委員報告第33号	堺市立重症心身障害者(児)支援センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立重症心身障害者(児)支援センター)	
監査実施期間	令和2年11月2日 ~ 令和3年3月29日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 指定管理者：社会福祉法人三篠会	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、各年度において年度事業計画書及び収支計画書等を作成し、市に提出してその承認を得なければならない。また、年度事業計画書等の内容を変更する場合は、市の承認を得なければならないとされている。</p> <p>しかし、令和元年度の収支計画書の支出のうち、人事システム・給与システムの導入費用を建設仮勘定として計上しているが、その金額を大幅に誤ったものを市に提出しており、年度途中で誤りを認識したにもかかわらず、市に報告していなかった。</p> <p>[基本協定の枠組みについて(意見)]</p>	<p>御指摘を受け、平成31年度収支計画書については、再提出理由書とともに、令和2年12月9日付で再提出を行いました。</p> <p>再発防止に向け、費目等で大きく変動しているものについては再度確認を行うとともに、変更等が生じたときには速やかに市へ報告します。</p> <p>御指摘を受け、平成31年度収支計画書について、再提出理由書とともに、令和2年12月9日付で再提出を受けました。</p> <p>再発防止に向け、過去の年度の収支計画と比較し、金額が大きく変動している費目がある場合は指定管理者へ誤りがないか確認するなど、誤りを未然に防ぐ対応を行います。</p>	<p>指定管理者</p> <p>障害施策推進課</p>

<p>基本協定書において、本業務に必要な経費は、本業務による利用料金収入をもって賄うこととしており、利用料金収入の増加につながらない「市が必要と認める業務に係る経費」について、指定管理料として市が指定管理者に支払うものとされている。</p> <p>一方、本施設が開所した平成24年度からの収支差額（利益）は、下表のとおり平成26年度以降、高い水準で推移している。</p> <p>【表は本書の末尾に記載】</p> <p>本施設は、施設の整備、医療機器及び備品の購入などを含め、業務に必要な基盤整備を市の費用負担により行っており、指定管理者はこれらの施設等を利用することにより利用料金収入を得ている。</p> <p>そして、この利用料金収入が著増した要因の大部分は、国の制度変更による障害福祉サービスに係る給付等の増加であることを踏まえると、全ての収支差額（利益）を指定管理者に帰属させる現行の基本協定の枠組みは、実情にそぐわない不適切なものである。</p> <p>また、平成26年度に、公募当初の市の想定と異なり、多額の収支差額（利益）が生じた段階で、市は収支分析を行い、増加要因を把握した上で、基本協定書の変更協議を行うべきであった。</p> <p>現時点でも、市は、指定管理者に対して、速やかに変更協議を申し入れることが望まれる。</p>	<p>御意見を受け、令和3年度の指定管理料について、指定管理者と変更協議を行った結果、収支差額（利益）の状況を踏まえて事業費相当分について見直し、令和2年度と比較し、大幅に減額しています。</p> <p>なお、次期公募においては、他の類似施設における収支状況も参考にしながら、適正な指定管理料になるように致します。</p>	<p>障害施策推進課</p>
--	---	----------------

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、1F床面剥離・ワックス仕上げ等業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。</p> <p>また、基本協定書において、指定管理者は、市が特に必要と認めた場合を除き、業務の一部を委託した第三者から更に再委任し、又は再請負をさせてはならないとされている。</p> <p>しかし、検体検査業務及びX線CT保守委託業務について、更なる再委託の承認申請を行っていないにもかかわらず、当該委託先から更なる再委託が行われていた。</p> <p>(2) 仕様書の施設維持管理に関する業務の基準において、指定管理者は、毎年度開始前に、機器備品管理業務、清掃業務、環境衛生管理</p>	<p>御指摘を受け、1F床面剥離・ワックス仕上げ等業務の再委託および検体検査業務、X線CT保守業務の更なる再委託について追記した、令和2年度の第三者委託にかかる申請を令和3年1月15日付で再提出を行いました。</p> <p>再発防止に向け、すべての一部業務委託においても第三者委託の申請が必要と再認識し、再委託については、再委託先との契約調整の際に確認を行い、申請します。</p> <p>御指摘を受け、1F床面剥離・ワックス仕上げ等業務の再委託および検体検査業務、X線CT保守業務の更なる再委託について追記した令和2年度の第三者委託にかかる申請を令和3年1月15日付で再提出を受け、承認を行いました。</p> <p>再発防止に向け、第三者委託を行う業務について申請を受ける際、申請漏れのないよう各業務について、更なる再委託の有無及び必要性を改めて指定管理者に聞き取り、確認をしていきます。</p> <p>御指摘を受け、令和2年度分については、各業務にかかる年間計画書を作成し、令和3年1月13日付で提出を行い</p>	<p>指定管理者</p> <p>障害施策推進課</p> <p>指定管理者</p>
---	--	--

<p>業務の年間計画書を作成し、市と協議を行い、承認を得ることとされている。</p> <p>しかし、これらの業務の年間計画書を作成していなかった。</p> <p>また、各業務の履行を確認したところ、環境衛生管理業務については、業務自体が実施されていない。</p>	<p>ました。</p> <p>また、業務実施がなされていない環境衛生管理業務については、第三者業務委託を行い、令和3年1月に空気測定と照度確認を行ったほか、令和3年3月にも、空気測定を行いました。</p> <p>再発防止に向け、仕様書に基づき、当該業務にかかる年間計画書を年度開始前に作成し、提出するとともに適正に業務を行ってまいります。</p> <p>御指摘を受け、令和2年度各業務にかかる年間計画書を令和3年1月13日付で提出を受け、承認しました。</p> <p>また、環境衛生業務にかかる空気環境測定・照度測定についても令和2年度中に行うよう指示をし、令和3年1月に空気測定と照度確認、3月に追加で空気測定を実施した旨、報告を受け確認しました。</p> <p>再発防止に向け、本業務を含め、指定管理者・所管課ともに改めて仕様書を確認し、仕様書に基づいた事務を行います。</p>	<p>障害施策推進課</p>
<p>(3) 基本協定書において、市が指定管理者に備品を貸与する場合は、管理物件一覧表に記載することとされている。</p> <p>しかし、平成28年度に市が購入した備品6点について、指定管理者に貸与しているにもかかわらず</p>	<p>御指摘を受け、直ちに所管課と修正後管理物件一覧表の共有を行いました。</p> <p>再発防止に向け、市において備品を購入した際や指定管理者から所管課へ備品廃棄の申請を行う際に、管理物件一</p>	<p>指定管理者</p>

<p>ず、管理物件一覧表に記載していませんでした。</p>	<p>覧表も同時に更新されているかを所管課と確認を行います。</p> <p>また、今後は毎年4～5月に管理物件一覧表をもとに、すべての備品の所在・備品シールについて再確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、直ちに管理物件一覧表への反映を行いました。</p> <p>再発防止に向け、備品購入の際、また、廃棄の報告があった時点で、財務会計システムの更新データを基に管理物件一覧を適切に更新するとともに、同帳票に確認用のチェック欄を設け、容易に確認できるようにしました。</p>	<p>障害施策推進課</p>
-------------------------------	---	----------------

< [基本協定の枠組みについて（意見）] に係る補足資料 >

平成24年度以降の収支差額（利益）

(千円単位) 単位未満切り捨て

	指定管理料	利用料金	その他	収入計	支出計	収支差額	市への戻入	利益
平成24年度	294,672	269,495	130	564,299	483,499	80,799	80,799	0
平成25年度	96,372	590,588	749	687,711	618,341	69,369	69,369	0
平成26年度	57,864	732,074	2,524	792,463	682,969	109,494	0	109,494
平成27年度	57,864	794,006	999	852,869	707,202	145,667	0	145,667
平成28年度	62,864	798,842	5,596	867,303	759,551	107,752	0	107,752
平成29年度	62,864	787,754	2,226	852,845	768,599	84,246	0	84,246
平成30年度	64,549	819,710	1,968	886,228	783,614	102,613	0	102,613
令和元年度	65,148	832,638	2,477	900,263	805,219	95,044	0	95,044

*平成24年度及び平成25年度に係る収支差額については、基本協定書に基づき精算を行い、市に全額を戻入している。